

平成14年4月22日

医道審議会医師分科会医師臨床研修検討部会部会長  
矢崎 義雄 殿

医道審議会医師分科会医師臨床研修検討部会委員  
九州大学副学長 中野 仁雄

来る4月22日に開催される第11回「医道審議会医師分科会医師臨床研修検討部会」には、残念ながら、所用のため参加することが出来ません。

今回の会議では、卒後臨床研修の制度設計に関するご議論が行われるものと承知していますが、その帰趨は今後の卒後臨床研修の円滑な実施のためにきわめて重要なものであり、十分に議論を尽くされることを期待いたします。

その際には、特に以下の観点について十分ご検討いただきたく、ここにお願い申し上げます。

なお、公開の場で行われる検討部会の議論を極めることは、より良い卒後臨床研修制度に対する社会のご理解等をいただく上でも意義の大きいものであり、今後とも継続して実施されるべきものと認識しておりますので、部会長におかれては宜しくお取り計らい願います。

#### 1. 基本的な考え方について

卒後臨床研修の制度設計にあたっては、その後の具体化に関する検討を円滑に行うためにも、基本的な考え方を共有しておく必要があります。具体的には、全国医学部長病院長会議の本年3月の提言「卒後臨床研修の制度設計の基本骨格」にあるとおり、

- ① 研修医個人に着目した研修制度であること
- ② 良質な医療人育成を保障できる制度であること
- ③ 研修医の経済的環境条件を保障できる制度であること
- ④ 社会の医療に対する要請などを踏まえた、成長性、柔軟性のある制度であること
- ⑤ 大学附属病院と地域の医療機関が密接に連携した研修制度であることが不可欠であり、これらについては、概ね検討部会の共通認識になっているものと考えます。つきましては、この5項目の趣旨を今後の詳細な制度設計に関する議論の基本として、明確に位置付けてください。

## 2. 研修の実施に関する体制について

研修の実施に関する体制に関しては、

- ① 研修施設群を構成して実施することを原則とすること
  - ② 各研修施設群は、あらかじめ受入定員を公表すること
  - ③ 各研修施設群は、研修プログラムをあらかじめ策定し、公表すること
  - ④ 研修施設と応募する研修医のいわゆる「マッチング」を行うこと
- が重要と考えますので、これらの観点が確保される制度設計をお願いします。

## 3. 研修に専念できる体制の確保について

国は、研修を行う個人が安心して研修に専念できる経済的な保障（社会保険を含む）や、社会的な身分の保障を、研修医個人に着目して行う必要があります。研修医個人の経済的保障、身分の保障が、卒後臨床研修制度の前提をなすものであることは、これまでの検討部会においても再三提起された意見ですので、これらを制度に責任を有する国が行うことを制度設計の具体化の基本事項の一つとしていただきたい。

全国医学部長病院長会議も、この趣旨から、国が「・・・経済的な保障を完全に実施することを前提に、研修期間中のアルバイトは禁止する」旨提言したものと理解しています。前段、すなわち経済的な保障の完全実施と、後段、すなわちアルバイト禁止は同時に履行されるべきものです。

以上、宜しく願いいたします。